

別表

補助の対象		補助基準額	補助率（額）
事業主体	補助対象経費		
事業者	<p>1 就業規則等において産科医等に対して支給することが明記された分娩手当等（事業者が個人であって知事が特に認めるものについては、分娩手当等に相当するもの）</p> <p>2 就業規則等において産科医師に対して支給することが明記された帝王切開手当等（事業者が個人であって知事が特に認めるものについては、帝王切開手当等に相当するもの）</p>	<p>1 1 分娩当たり10,000円に、交付の申請をした年度1年間に取扱った分娩手当等の支給対象となる分娩の回数を乗じて得た額</p> <p>2 帝王切開手当等加算 1 帝王切開ごと従事した医師1人当たり10,000円に、交付の申請をした年度1年間に取扱った帝王切開手当等の支給対象となる帝王切開の回数を乗じたうえ、帝王切開に従事する医師数を乗じて得た額 ただし、この医師数は、1帝王切開当たり2人を上限とする。</p>	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)以内
市町	<p>1 就業規則等において産科医等に対して支給することが明記された分娩手当等</p> <p>2 就業規則等において産科医師に対して支給することが明記された帝王切開手当等</p>		
	<p>1 就業規則等において産科医等に対して支給することが明記された分娩手当等（事業者が個人であって知事が特に認めるものについては、分娩手当等に相当するもの）について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>2 就業規則等において産科医師に対して支給することが明記された帝王切開手当等（事業者が個人であって知事が特に認めるものについては、帝王切開手当等に相当するもの）について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p>		市町が補助するのに要する経費と、補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額)以内